則

選挙管理委員会

改正

福岡県卸売市場条例施行規則 -成二十九年二月十日

0

部を改正する規則を制定し、

ここに公布する。

規

則

第 平 成 三 T + 八 九 百 年 六 十 月 六 + 号 日

増 刊 (1)

六

次

目

則 第 号! - 第四号

規

○福岡県卸売市場条例施行規則の一 一部を改正する規則 園芸振興課

口

○福岡県難病患者に対する医療等に関する法律施行細則 0 部を改正 健康增進課

○福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一 部を改正する規

(社会活動推進課)

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定に関する告示の

市町村支援課 <u>一</u> 三

福岡県知事 小 Ш

洋

福岡県規則第二号

岡県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県卸売市場条例施行規則 (昭和四十七年福岡県規則第六十号) 0) 一部を次のよう

に改正する

第十一条中 「利害関係者」の下に「 以 下 「利害関係者」という。 を加える。

第十六条第一項中 「第十七条」を「第十七条ただし書」に改め、 同項第四号口中 当

ける市場取引委員会の審議を経て」 該開設者が選定した買受人その他の利害関係者の意見の聴取又は当該地方卸売市場にお を 「当該地方卸売市場における利害関係者又は市場

1

上で 取引委員会 に改め、 (条例第八条第 同項に次の一号を加える 項の市場取引委員会をいう。 以下同じ。 の意見を聴いた

卸売業者が、 食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水

あ 産物の輸出に関する契約に基づき、 つて、 当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき 当該食品製造業者等に対して卸売をする場合で

定められていること。 実施期間(一年未満のものに限る。) 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、 及び入荷量が著しく減少した場合の措置 数量の上限、 卸売の

事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、 ていること 方卸売市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受け 卸売業者が、 当該契約の契約書の写し及び当該地方卸売市場の開設者の定め 当該契約に基づく卸売が当該地

口」に改める。 第十六条第二項中 「前項第四号又は第五号」を 「前項第四号口、 第五号ロ又は第六号

を聴いた上で」に改 た買受人その他の利害関係者の意見の聴取又は当該地方卸売市場における市場取引委員 会の審議を経て」を 第十七条第二号中 め 「当該地方卸売市場における利害関係者又は市場取引委員会の意見 「すべて」を「全て」に改め、 同条第四号中 「すべて」を「全て」に改める 同条第三号中 「当該開設者が選定し

則

この規則は、 公布 の日から施行する

Ļ 福 ここに公布する 岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の 部を改正する規則を制

平成二十八年二月十日

福岡県規則第三号

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則

規則

福岡県難病の患者に対する医療等に関する法律施行 紬 則 (平成 一十六年福岡県規則

毎週火金曜日 定期発行日

0)

部を改正する

福岡県知事

小

Ш

洋

						特定	E医療	養養	(指)	定難:	病)	支給	認定	申請	書			見・更新 核当するも		
	フリス	ガナ														4-		大・日		
	氏	名								性別	男	・女	年齢			生年 月日		/ -	0	,
	フリス	ガナ											<u> </u>		歳			年	<u>月</u>	E
受	住	所	₹												電話	番号		_	_	-
診			被保	険者.	氏名										受 i	多者 続柄				
者	加入區保証		保り	美 種 tるもの		国保	(一般	・退職	・組合	・後期	明高齢	・健保	協会・	健保糺	目合・対	共済・	生保・	その他(,
			被 猴 発 行	険も機関	当 証 関 名									被保記:	院者 号・番	証の i 号				
	受給者 (新規の 記載7	場合は								病	名									
歳未満の場保護者へ	フリ:	ガナ 名	<u>'</u>				•		'	生年月日	明・フ	生・昭・	平月	В		多者 関係				
未満の場合で記入 護者 (受診者が1	フリス	ガナ 所	Ŧ				主所、電	話番号	は受診者	も同じ	ため省⊞	·			電話	番号		_	_	-
~ <u>8</u> 自	己負担			列		 工呼吸	火空地	善差()	%(2)	口高額	頭かつ		(%3)		1 高額	該当((%A)	□重症記		P (%5)
今回	(該当す 申請す	で る 受		同じ								難病	(氏行						5. <u>G</u> 6.6.74)
	性特定無に〇、										無	· 小児		_ 給者番	믕)
		該当す るもの	口現在	_																
	-	22 指	□指定										<u>:さい(;</u>	懶が不	足する	協協合 所		iに記入) ^抽	0	
	医療 (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S)																			
	忍定基2 の欄に	. — .															本人に	ついては	ま記入7	下要。)
①世 (フリ 氏	ガナ)							者と 続柄			(フリ	帯員 ^(ガナ) 名						受診者 の続柄		
③世 (フリ 氏	ガナ)							者と 続柄			(フリ	帯員 (ガナ) 名						受診者 の続林		
								者と 読柄			(フリ	帯員 ^(ガナ) 名						受診者 の続柄		
⑤世 (フリ 氏																			窓口確認機	

★裏面の注意事項を参照の上、ご記入ください。また別紙1「個人番号記載票」もご記入を お願いします。

(注音事項)

- ※1 変更は、指定医療機関、自己負担上限額(階層区分・人工呼吸器等装着・高額かつ長期・重症患者認定)、指定難病の名称の変更については本様式を使用し、それ以外の変更は様式第4号特定医療費(指定難病)受給者証等記載事項変更届に記入し届出すること。また変更が保護者や支給認定基準世帯員の変更以外の場合、別紙1「個人番号記載票」の提出は不要。
- ※2 人工呼吸器等装着とは、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要があり、かつ日常生活動作が著しく制限される者であり、人工呼吸器を装着している者について、継続して常時とは、一日中施行することが必要であって離脱の可能性がないことをいう。
- ※3 申請日の属する月以前の12か月の間(支給認定を受けた月以後のものに限る。)に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が50,000円を超える月が6か月以上ある場合に記入すること(申請にあたっては医療費申告書及び領収書等医療費が確認できるものが別途必要)。
- ※4 病状の程度が厚生労働大臣の定める程度ではないが、申請日の属する月以前の12か月の間に、上記の難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3か月以上ある場合に記入すること(申請にあたっては医療費申告書及び領収書等医療費が確認できるものが別途必要)。
- ※5 有効期限が平成26年12月31日までの特定疾患医療受給者証を持っていた方で、平成27年1月1日 以降も引き続き特定医療費(指定難病)受給者証を持っている方が重症患者認定申請をする場合に記載す ること。この場合、別紙2(診断書)を添付すること(重症患者認定は経過措置期間が終了する平成29 年12月31日をもって終了)。
- ※6 受診する、または受診予定の指定医療機関、薬局、訪問看護事業者を記載すること(申請日からその医療機関等を利用できます。記載していない指定医療機関等は医療費助成の対象になりません)。医療機関等は都道府県から難病の患者に対する医療等に関する法律の指定を受けた「指定医療機関」であること(指定の状況については、所在地の都道府県のホームページをご覧いただくか、受付窓口、医療機関等にお問い合わせください)。なお、受給者証に記載されている指定医療機関を削除したい場合、削除したい医療機関を記載して、朱書きで削除と記載すること(削除した指定医療機関は公費負担の対象から外れるため、削除は慎重に行うこと)。

※7 支給認定基準世帯員については以下のとおり

受診者が加入している医	療保険	支給認定基準世帯員
国民健康保険(国保一般、退職	国保)	受診者と住民票上同一世帯で国保に加入している方全員
国民健康保険組合(国保組合)		受診者と同じ国保組合に加入している方全員
後期高齢者医療制度(後期高齢)	受診者と住民票上同一世帯で後期高齢に加入している方全員
	受診者が被保 険者本人	患者本人のみ
	受診者以外が	被保険者の市町村民税が課税の場合 →被保険者のみ
(共済)、船員保険など]	被保険者	被保険者の市町村民税が非課税の場合 →被保険者及び受診者

※8 臨床調査個人票とは、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第6条第1項に規定する診断書のことで、新規、更新及び変更申請(人工呼吸器等装着、指定難病の名称)の際に添付すること。なお、臨床調査個人票の研究利用についての同意は、以下の説明を確認すること。

<同意について>

原生労働省では、難病の研究を推進するため、本申請書に添付された診断書(臨床調査個人票)をデータベースに登録し、厚生労働省の研究事業等の基礎資料として使用することとしています。 また、臨床調査個人票の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありま

また、臨床調査個人票の使用に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。

こん。 なお、この同意は、添付された臨床調査個人票を疾病研究の基礎資料として活用することに対する同意であり、臨床調査研究 分野の研究班で行われる臨床研究等の実施に関して協力を求める場合は、改めて、それぞれの研究者から主治医を介して説明が 行われ、同意を得ることとされています。

表面の欄が不足する場合のみ記入してください。

	指定医療機関等名称(薬局及び訪問看護事業者を含む)	所 在 地
受診を希		
望する		
指定医療 機関等		
(%6)		

様式第1号別紙1

特定医療費(指定難病)支給認定等 個人番号記載票(新規・更新・変更※1・転入共通)

平成28年1月1日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行されたことに伴い、受診者本人、保護者及び支給認定基準世帯員の個人番号(マイナンバー)を記入していただく必要があります。

1 受診者

		個。	\ →	号 (マイ	′ナ`	ンバ	—)	% 2		受約	合者	番号	の場合に	ま記入2	不要)
受診者 氏名																

2 保護者

(「特定医療費(指定難病)支給認定申請書」の保護者欄に記入した方の個人番号を記入してください。)

		個人	(25 7	를 (マイ	′ナ`	ンバ	—)	жз	
保護者										

3 支給認定基準世帯員

(「特定医療費(指定難病)支給認定申請書」の支給認定基準世帯員欄に記入した方について記入してください。)

支給認定基準世帯員	生年	月日		個人	番	号(マイ	゚ナ ゚	ンバ	—)	% 4	
①世帯員に記入した方	明·大·昭· 年	平月										
②世帯員に記入した方	明·大·昭· 年	平 月										
③世帯員に記入した方	明·大·昭· 年	平月										
④世帯員に記入した方	明·大·昭· 年	平 月										
⑤世帯員に記入した方	明·大·昭· 年	平 月										
⑥世帯員に記入した方	明·大·昭· 年	平 月										

代理人(受診者本人または保護者以外)が窓口に来られる場合は以下の「委任状」の記入が必要です。 ※提出の代行のみの場合は不要です。また法定代理人が戸籍謄本などその資格を証明する書類を提示する場合は不要です。

委 任 状

年 月 日

福岡県知事殿

委任者(受診者または保護者)

住所

氏名

EΠ

(自署する場合は、押印を省略することができます)

私は、次の者を代理人として、特定医療費(指定難病)の支給に係る申請・届出事務に関して個人番号(マイナンバー)の利用、提供等の取扱いを委任します。

代理人

住所

氏名

★裏面の注意事項を参照の上、ご記入ください。

平成29年2月10日 金曜日

(注意事項)

- ※1 変更の場合、保護者や支給認定基準世帯員に変更があった場合のみ、この「個人番号記載票」の提出が必要です。
- ※2 個人番号(マイナンバー)は、「個人番号カード」、「通知カード」、「個人番号が記載された住民票の写し」などを参考に記入してください。また、以下の「個人番号(マイナンバー)に係る必要書類」が必要です。なお、申請の添付書類をもって「個人番号(マイナンバー)に係る必要書類」に替えることができる場合があります。
 - ・申請の添付書類に個人番号(マイナンバー)が記載されている住民票の写しが含まれている場合、以下の1(1)あるいは2(1)の要件を満たすため、個人番号の確認書類は改めて提示不要(住民票の写しの申請者以外のマイナンバーはペンなどで黒塗りし、読み取れないようにしてください)。
 - ・更新申請を受診者本人が行う場合で、申請の添付書類に特定医療費受給者証と健康保険証が含まれている場合は以下1(2)②を満たすため、申請者の身元確認書類は改めて提示不要(申請者の個人番号の確認書類は必要)。

<u>個人番号(マイナンバー)に係る必要書類</u>

(□は窓口確認欄ですので、記入不要です。)

□ 官公署等が発行する証明書(写真なし)(

(①氏名及び②生年月日又は住所が記載されているもの)

1 申請者が「受診者本人または保護者」の場合

(1)申請者の個人番号の確認(正しい番号であることの確認) 次のいずれか1点を <u>提示</u>	
申請者の □ 個人番号カード(裏面) □ 通知カード □ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	
(2)申請者の身元確認(番号の正しい持ち主であることの確認) ①か②のいずれかを <u>提示</u> ①以下の顔写真付の書類はいずれか1点 □ 個人番号カード □ 運転免許証 □ 運転経歴証明書 □ 旅券 □ 精神障害者保健福祉手帳 □ 身体障害者手帳 □ 療育手帳 □ 在留カード □ 特別永住者証明書 □ 官公署等が発行する証明書(写真あり)(
②以下の書類は2点以上	

□ 特定医療費受給者証 □ 健康保険証 □ 年金手帳 □ 児童扶養手当証書 □ 特別児童扶養手当証書

□ 個人番号が記載されていない住民票の写し

2	申請者が「受診者本人または保護者」以外の場合(代理人)	
((1) 受診者または保護者の個人番号の確認(正しい番号であることの確認) 次のいずれか1点を <u>提示</u>	
	受診者または保護者の □ 個人番号カード(裏面) □ 通知カード □ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	
((2)代理人の身元確認 ①か②のいずれかを <u>提示</u>	
	①以下の額写真付の書類はいずれか1点□ 個人番号カード □ 運転免許証 □ 運転経歴証明書 □ 旅券 □ 精神障害者保健福祉手帳□ 身体障害者手帳 □ 療育手帳 □ 在留カード □ 特別永住者証明書□ 官公署等が発行する証明書(写真あり)()	
	②以下の書類は2点以上 □ 特定医療費受給者証 □ 健康保険証 □ 年金手帳 □ 児童扶養手当証書 □ 特別児童扶養手当証書 □ 官公署等が発行する証明書(写真なし)((①氏名及び②生年月日又は住所が記載されているもの) □ 個人番号が記載されていない住民票の写し	
((3) 代理権の確認 次のいずれか1 点を <u>提示</u>	
	□ 法定代理人であることを証する書類〔戸籍謄本などその他資格を証明する書類〕 □ 委任状(個人番号記載票の下部)	

- ※3 申請者が保護者の場合、受診者の個人番号(マイナンバー)は窓口では正しい番号であるかの確認を行わないため、お間違えのないようご注意ください。
- ※4 支給認定基準世帯員の個人番号(マイナンバー)は窓口では正しい番号であるかの確認を行わないため、お 間違えのないようご注意ください。

様式第4号(第4条関係)

_		J (23+26)																
			定医療	費(指	定	難病)	受給	給	者証	E 等	記載	事項3	变	更届			
	フ	リガナ												生	年月) E	}	
受	氏	名					- 1	性別	男	・女	年齢		明・大	・昭	・平			
診												歳			年	F]	
)	リガナ	Ŧ									電話						
者	住	所										番号		_		-		
保	フ	リガナ						生	年	月	\Box	受診者						
未護	_	名					E	明・ス	大・[沼・平	7	との						
の一場の	氏							1	年	月		関係						
不満の場合に記入し 時者(受診者が1	フ	リガナ																
元 が) 1	住	所	₹	口住所、	電話番号	号は受診者と	同じた	め省略	(該当	する場	合は2)	電話 番号		-		-	-	
8		- 171										шЭ						
	受給者	者番号											•					
3	变更空	年月日		年		月	В											
	事	項	変		更		前					変		更		後		
		診者に関す																
	(氏	る事項 名・住所・																
	電話	番号)(※1)																
		護者に関す る事項																
	(氏	る事項 :名・住所・ 番号)(※1)																
	€ io1	#5/\%\I/	国保(一般・退職	. 织合) . 滋期	古龄。 <i>[</i>	油炉协会	ᄻᄱ	۱ <u>۰</u> . H	⊦ix .	- E/	₽/ <u></u> @n.	退職・組合	. 悠期宣獻	≥ . /2⊕ /	P协会。12	争/早织4	<u>~ . + ≿</u>	× .
亦		保険種別		保・その他(生体励云*)		· A		木(一)及・	生保・そ		1 (注)	不励去了以)	J * 74#	∃ *
変更の		保険者名																
のあ		記号・番号																
ある事	被保険	被保険者				受診で の続	者と	()						受診 の紛		()
項に	番証に		フリガナ ①世帯員氏名			受診す の続		()	①世帯	フリガ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	÷			受診 の紛		()
☑	関す	支給認定基 準世帯員	フリガナ ②世帯員氏名			受診す	者と	()	②世帯	フリガ [:] 背員氏名	,			受診の紛		()
	る事項	(受診者と同じ保険に	フリガナ ③世帯員氏名			受診	者と	()	@##	フリガ [:] 背員氏名	,			受診		()
	×	加入している者。受診者本人につ				の続 									の 紛			
	ĵ	いては記入 不要)	ブリガナ ④世帯員氏名			受診す	柄	()	④世青	フリガ・ 帯員氏名				受診の紛		()
		(%2)	フリガナ ⑤世帯員氏名			受診 の続	者と 柄	()	5世春	フリガ・ 帯員氏名	÷			受診 の網	者と 読柄	()
			ブリガナ ⑥世帯員氏名			受診 の続	者と 納	()	6世春	フリガ 背員氏名	÷			受診の紛	者と 読柄	()
		療保険の適分(※3)	ア・イ	・ウ・エ・	・オ・	$\mathbb{N} \cdot \mathbb{I}$	Ⅱ ・	Ι			ア	・イ・ウ	・エ・オ	• IV	· II ·	<u> </u>	Ι	
										1				Т	笼	8□確認	闂	
	備	考																
			費(指定難病)		請書及	び特定医療	· 療費	(指定	難病	受給	者証に	記載された	事項の変					
	史に	ついて、上	記のとおり届け	出ます。					(-	要オマ・	무수(+	田口 ち 少 呱~	オスニレが					
	F	届出者氏名						ED	でき	書する! ます)	∞□Id、	押印を省略す	3 のここり,					
L			年	月 日	福	岡県知	事具	<u>R</u>						╝				

★以下の注意事項を参照の上、ご記入ください。また保護者や被保険者証に関する事項のうち 支給認定基準世帯員に変更がある場合、別紙1「個人番号記載票」もご記入をお願いします。

- (注意事項) ※1 氏名及び住所の変更の場合は住民票、加入医療保険の変更の場合は医療保険証の写しを添付すること。 ※2 支給認定基準世帯員については裏面記載の表を参照。 ※3 医療保険の適用区分の変更の場合は、限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を添付すること。 ※4 指定医療機関、自己負担上限額(階層区分・人工呼吸器等装着・高額かつ長期・重症患者認定)及び指定難病の名称の変更について 様式第1号特定医療費(指定難病)支給認定申請書により申請すること。

支給認定基準世帯員については以下のとおり

人間間に上十二日 人にこく・この	X 1 00 00 0	
受診者が加入している医療	景保険	支給認定基準世帯員
国民健康保険(国保一般、退職国	国保)	受診者と住民票上同一世帯で国保に加入している方全員
国民健康保険組合(国保組合)		受診者と同じ国保組合に加入している方全員
後期高齢者医療制度(後期高齢)		受診者と住民票上同一世帯で後期高齢に加入している方全員
被用者保険〔全国健康保険協会 (健保協会)、健康保険組合	受診者が被 保険者本人	患者本人のみ
(健保組合)、共済組合(共	受診者以外	被保険者の市町村民税が課税の場合 →被保険者のみ
済)、船員保険など〕	が被保険者	被保険者の市町村民税が非課税の場合 →被保険者及び受診者

第3866号 増刊①

様式第4号別紙1

特定医療費(指定難病)支給認定等 個人番号記載票

平成28年1月1日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行されたことに伴い、受診者本人、保護者及び支給認定基準世帯員の個人番号(マイナンバー)を記入していただく必要があります。

1 受診者

≖≫≠		個人	、番り	를 (マイ	(ナ)	ソバ	-)	% 2		受給	者番	号(新	肌の場合	は記入さ	下要)
受診者 氏名																
140																

2 保護者

(「特定医療費(指定難病)受給者証等記載事項変更届」の保護者欄に記入した方の個人番号を記入してください。)

		個人	.番.	를 (マイ	゚ナ `	ソバ	—)	жз	
保護者										

3 支給認定基準世帯員

(「特定医療費(指定難病)受給者証等記載事項変更届」の支給認定基準世帯員欄に記入した方について記入してください。)

支給認定基準世帯員	生年	月日			個人	番	릉 (マイ	(ナ)	ンバ	—)	% 4	
①世帯員に記入した方	明・大・昭・年	· 平 月	П										
②世帯員に記入した方	明・大・昭												
	年	月	\Box										
③世帯員に記入した方	明・大・昭・	• 平											
	年	月	В										
④世帯員に記入した方	明・大・昭・年	· 平 月											
⑤世帯員に記入した方	明・大・昭	· 平											
	年	月	\Box										
⑥世帯員に記入した方	明・大・昭・	· 平											
G - 12741 - 33 1 1 2 1 2 7 3	年	月	\Box										

代理人(受診者本人または保護者以外)が窓口に来られる場合は以下の「委任状」の記入が必要です。 ※提出の代行のみの場合は不要です。また法定代理人が戸籍謄本などその資格を証明する書類を提示する場合は不要です。

委 任 状

年 月 日

福岡県知事殿

委任者(受診者または保護者)

住所

氏名

ЕD

(自署する場合は、押印を省略することができます)

私は、次の者を代理人として、特定医療費(指定難病)の支給に係る申請・届出事務に関して個人番号(マイナンバー)の利用、提供等の取扱いを委任します。

代理人

住所

氏名

★裏面の注意事項を参照の上、ご記入ください。

(注意事項)

- ※1 変更の場合、保護者や支給認定基準世帯員に変更があった場合のみ、この「個人番号記載票」の提出が必要 です。
- ※2 個人番号(マイナンバー)は、「個人番号カード」、「通知カード」、「個人番号が記載された住民票の写し」などを参考に記入してください。また、以下の「個人番号(マイナンバー)に係る必要書類」が必要で す。なお、申請の添付書類をもって「個人番号(マイナンバー)に係る必要書類」に替えることができる場 合があります。
 - ・申請の添付書類に個人番号(マイナンバー)が記載されている住民票の写しが含まれている場合、以下の1(1)ある いは2(1)の要件を満たすため、個人番号の確認書類は改めて提示不要(住民票の写しの申請者以外のマイナン バーはペンなどで黒塗りし、読み取れないようにしてください)。
 - ・更新申請を受診者本人が行う場合で、申請の添付書類に特定医療費受給者証と健康保険証が含まれている場合 は以下1(2)②を満たすため、申請者の身元確認書類は改めて提示不要(申請者の個人番号の確認書類は必要)。

個人番号(マイナンバー)に係る必要書類

(□は窓口確認欄ですので、記入不要です。)

1	申請者が	「受診者本人	、または保護者」	の場合
---	------	--------	----------	-----

(4) 由注本の何!妥りの体部 (エ) い妥りでも まっしの体部)

(1)中間日の個人皆号の確認(正しい皆号であることの確認) 次のいずれか1点を <u>提示</u>	
申請者の □ 個人番号カード(裏面) □ 通知カード □ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	
(2)申請者の身元確認(番号の正しい持ち主であることの確認) ①か②のいずれかを <u>提示</u> ①以下の顔写真付の書類はいずれか1点 □ 個人番号カード □ 運転免許証 □ 運転経歴証明書 □ 旅券 □ 精神障害者保健福祉手帳□ 身体障害者手帳 □ 療育手帳 □ 在留カード □ 特別永住者証明書 □ 官公署等が発行する証明書(写真あり)()	
②以下の書類は2点以上 □ 特定医療費受給者証 □ 健康保険証 □ 年金手帳 □ 児童扶養手当証書 □ 特別児童扶養手当証書 □ 官公署等が発行する証明書(写真なし)(
2 申請者が「受診者本人または保護者」以外の場合(代理人)	
(1)受診者または保護者の個人番号の確認(正しい番号であることの確認) 次のいずれか1点を<u>提示</u>受診者または保護者の□ 個人番号カード(裏面)□ 面人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	
(2)代理人の身元確認 ①か②のいずれかを <u>提示</u>	
①以下の顔写真付の書類はいずれか <u>1点</u> □ 個人番号カード □ 運転免許証 □ 運転経歴証明書 □ 旅券 □ 精神障害者保健福祉手帳 □ 身体障害者手帳 □ 療育手帳 □ 在留カード □ 特別永住者証明書 □ 官公署等が発行する証明書(写真あり)()	
②以下の書類は2点以上 □ 特定医療費受給者証 □ 健康保険証 □ 年金手帳 □ 児童扶養手当証書 □ 特別児童扶養手当証書 □ 官公署等が発行する証明書(写真なし)(□ (①氏名及び②生年月日又は住所が記載されているもの) □ 個人番号が記載されていない住民票の写し	
(3) 代理権の確認 次のいずれか1点を <u>提示</u>	
□ 法定代理人であることを証する書類〔戸籍謄本などその他資格を証明する書類〕 □ 委任状(個人番号記載票の下部) 	
※3 由注学が促進者の提合 巫珍者の囲上来ワ(コノナンバ、)けのロブけてしい来ワブなるかの疎図な気が	15

- 申請者が保護者の場合、受診者の個人番号(マイナンハー)は窓口では正しい番号であるかの確認を行わな いため、お間違えのないようご注意ください。
- ※4 支給認定基準世帯員の個人番号(マイナンバー)は窓口では正しい番号であるかの確認を行わないため、お 間違えのないようご注意ください。

部を次のように改正する。

のいずれも記載不要。」 様式第五号中 ななが、 を削る 経過的特例による難病指定医の指定申請を行う場合は、①と②

附

この規則は、 公布の日から施行する。

に公布する。 福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここ

め、イ及び口を削る。

様式第十七号中「短認治」を「華宮認治」に改める。

「及び第4項」を削り、

「以下の書類」を「助成金の支給の実績を記載した書類」に改

同様式備考44中

同様式

備考4③下中「(その食鑑が200万円以下の場合に限る。)」を削り、

悶治」に改め、同様式備考43中「から新4号まで」を「及び新3号」に改め、

人」に、「仮悶治の」を「犇囪悶治の」に改め、同様式備考④②中「仮悶治」を「犇囪

「仮認定特定非営利活動法人」や「特例認定特定非営利活動法

様式第五号備考4①中

平成二十九年二月十日

福岡県知事

福岡県規則第四号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年福岡県規則第四十九号) 福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 0)

公告又はインターネットによる公表については原則としてインターネットの利用により 公表することとし、」を加える。 第三条の見出しを「(公衆の縦覧等)」に改め、同条中「第二条第四項の」の下に「

改める。 第七条第三項中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に

第十二条第一項中「三事業年度」を「五事業年度」に改める。

る提出書を」を削る。 給の場合には」及び「、海外への送金又は金銭の持出しの場合には様式第二十三号によ 第二十四条の見出し中「提出書等」を「提出書」に改め、同条第一項中「助成金の支

第二十五条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、 同条中 「様式第二十四号」

を「様式第二十三号」に改める。

第二十六条中「様式第二十五号」を「様式第二十四号」に改める。

第二十八条第一項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改める。

第二十九条第一項中「、第五十四条第二項から第四項まで」を「並びに法第五十四条

第二項及び第三項」に改める。

第三十条第一項中 「第五十四条第五項」を 「第五十四条第四項」に改める。

小 Ш 洋

歯利活動法人」に、「(仮認治)」を「(特例認治)」に改める。 様式第十九号及び様式第二十号中「仮認定帯定非崎利活動法人」を「帯図認定帯定非

に冠る。)」を削る。 に、「(仮認定)」を「(特例認定)」 様式第二十一号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」 に改め、「(その金額が二百万円以下の場合

に、 様式第二十二号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」 「(反悶治)」を「(蕃宮悶治)」に改める。

様式第二十三号を削る。

に、 や」に改め、同様式を様式第二十三号とする。 様式注意事項中「仮認定申請書」を「特例認定申請書」に、 を「特例認定した」に、 様式第二十四号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」 「仮認定」を「特例認定を」に、 「仮認定申請書次葉」を「特例認定申請書次葉」に改め、 「仮認定の」を「特例認定の」に、 「仮認定を」を「特例認定 「仮認定した

とする。 非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、 様式第二十五号中「反翾冶」を「番宮翾冶」に改め、同様式注意事項中「反翾冶番冶 同様式を様式第二十四号

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第二十五号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定 (昭和五十三年一月福岡県選挙管理委